

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	建設政策課	整理番号	2-5
処分の種類	建設業許可取消し前に締結した工事の施工差止め			
根拠法令条例等・条項	建設業法第29条の3第3項			
処分の概要	許可の取消し又は許可の効力を失った建設業者が当該処分を受ける前に締結した工事について、公益上必要があると認めた場合の当該工事の施工の差止め			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】建設業法第二十九条の三第3項 第二十九条の三 第三条第三項の規定により建設業の許可がその効力を失った場合に あつては当該許可に係る建設業者であつた者又はその一般承継人は、第二十八条第 三項若しくは第五項の規定により営業の停止を命ぜられた場合又は前二条の規定によ り建設業の許可を取り消された場合にあつては当該処分を受けた者又はその一般承継 人は、許可がその効力を失う前又は当該処分を受ける前に締結された請負契約に係る 建設工事に限り施工することができる。この場合において、これらの者は、許可がその 効力を失った後又は当該処分を受けた後、二週間以内に、その旨を当該建設工事の注 文者に通知しなければならない。</p> <p>3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定にかかわらず、公益上必要がある と認めるときは、当該建設工事の施工の差止めを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			